

序論

前巻の第7巻の特集は「傷害制御の今日的課題」がテーマであった。暴力の問題（自殺や他殺、虐待やDVなどを含む）、セーフティプロモーションスクール運動、高齢者の傷害に関する話題などは、次回以降の特集に託された。今号では、暴力の問題を取り上げたが、あまりにも領域が広いので、犯罪被害者の支援、特に性暴力被害者の支援という領域について解説的な特集を組むことにした。

性暴力の被害者は、法的に十分に守られているとはいえない。強姦の時効は平成12年までわずか6ヶ月であった。いまも親告罪である。強姦の被害にあったとしても、裁判となって表沙汰になることを望む人は少なく、被害者は告訴を取り下げることが多い。加害者は“成功体験”をもち、犯行を繰り返している。また、性的な虐待の被害者も多い。彼女たちは、強姦罪の構成要件である暴行・脅迫を受けているわけではないが、地位や関係性から抗うことができず、延々と性被害から逃れることができない。法律の整備が望まれていたが、法務省は性犯罪の罰則に関する検討委員会を昨年10月から平成27年度末までをめぐりに開催しており、新聞報道をみると、親告罪は撤廃されそうである。地位や関係性についても新たな法律ができそうである。

被害者の立ち直りには加害者が処罰されたかどうかは大切なポイントである。刑事訴訟で処罰されないために、やむなく民事訴訟を起こす事例が多いけれども、民事ではたとえ勝訴しても処罰感情をみたくすることはできないように思う。法整備が進めば、刑事事件による処罰が容易になり、加害者の“成功体験”も少なくなるだろう。

こうした法整備で被害者を救済することと並行して、不幸にして被害に遭った人たちへの支援についても、新たな取り組みが進んでいる。それは内閣府が中心となって進めている「性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の各都道府県での設立の動き。ワンストップとは、このセンターに連絡をとれば、司法、医療、カウンセリングへと被害者を繋ぐということの意味している。法律やシステムは着々と整備されている。

そして、残る大きな問題は、被害体験をどのようにして乗り越えればいいのか。時が心の傷を癒すというが、事件後10年20年経過しても性暴力被害者が被害体験を克服できているとは思えないことが多い。文芸春秋の平成27年9月号を読むと、日航ジャンボ機墜落事故の遺族が

「事故と正面から向き合って自分の中で整理ができるまでに、30年という月日が必要だったのかもしれませんが」と述べている。事故や事件の被害者や被害者遺族になった場合に、それくらい長い歳月が事件を過去のものとするには必要となるのだろう。

高松論文は、上記の課題に対して、ライフ・ストーリー・レビュー（Life-Stories Review）という方法を提唱している。その定義は「これまであまり語ってこなかった過去の経験について、他者の協力を得ながら光を当て、言語化を行い、その経験の意味を考えること」であり、適応となる時期は「被害直後ではなく、もっとずっと後、5年、10年あるいは20年後のような時期になる可能性が高い」という。

全国都道府県に警察庁の指示で民間団体の被害者支援センターが設立されて、まだ10数年にすぎない。多数の被害者に対応するために効率化を考えるかもしれないが、「被害者支援」には、長い時間が必要なのではないだろうか。また、被害者支援に携わっていると、被害者から怒りをぶつけられることがある。時に執拗であり支援者は傷つき、被害者支援活動から遠ざかる。この現象についても理解しやすい形で高松論文の中で説明がなされている。「被害者の気持ちは被害者にしかわからない」。そうかもしれないが、いつか、被害者でない人たちにもわかる言葉で話すことができるようにならなければ被害体験は社会に理解されない。

山口県臨床心理士会の太田先生には、当初、臨床心理士会の犯罪被害者支援活動について原稿をお願いした。しかしながら、県警との意見調整が必要であることから、今回は断念し、山口県臨床心理士会の震災被災者の心理支援についての活動報告を寄稿して頂いた。実際の活動から明らかになった課題もあるようだ。それはこれからは起きる自然災害の被災地の心理支援活動にかさねられることだろう。

筆者は性暴力のサポートの最近の動向、法改正・司法・警察・医療等の動向についてまとめてみた。最近の新聞記事からの引用が多いことに気付かれると思う。この領域についての解説になれば幸いである。

（日本セーフティプロモーション学会誌編集委員長
辻 龍雄）

